

## 船橋市まちづくりコンサルタント派遣要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都市再開発法第2条の3の規定に基づき策定された都市再開発方針において計画的な再開発が必要とされた地区(以下「整備地区」という。)において、市民及び市内に土地若しくは建物の所有権、借地権又は借家権を有する者(以下これらを「権利者等」という。)が行う自主的で公共性をもったまちづくり活動に対し、まちづくりについての専門家(以下「まちづくりコンサルタント」という。)を派遣することにより、それらの活動を支援し、もって既成市街地における計画的な再開発の推進に寄与することを目的とする。

### (派遣対象)

第2条 市長は、権利者等からなるグループが整備地区において次の各号の一の活動をする場合に、必要に応じ、まちづくりコンサルタントを派遣するものとする。

- (1) 一団の土地において、建築物、道路、広場等の整備を推進するための学習等を行う場合。
- (2) 土地の合理的利用及び環境の改善に資すると認められる建築物の共同化の計画を作成する場合。

### (派遣の申請)

第3条 まちづくりコンサルタントの派遣を受けようとするものは、船橋市まちづくりコンサルタント派遣申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

### (派遣の可否決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにコンサルタントの派遣の適否を検討し、その結果について船橋市まちづくりコンサルタント可否決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

### (業務)

第5条 まちづくりコンサルタントの業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりについての講演及びまちづくり活動に対する指導及び助言。
- (2) まちづくり活動を推進するために市長が必要と認めた業務。

(報償金)

第 6 条 市は、まちづくりコンサルタントを派遣する都度、当該まちづくりコンサルタントに対し、報償金を支払うものとする。

(実績報告)

第 7 条 まちづくりコンサルタントの派遣を受けた者は、市長が定める期日までに船橋市まちづくりコンサルタント派遣実績報告書(第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

船橋市まちづくりコンサルタント派遣申請書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者

住所

氏名又は団体名

及び代表者名

船橋市まちづくりコンサルタント派遣要綱第 3 条の規定に基づき、まちづくりコンサルタントの派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. コンサルタント派遣の目的

2. 助言・指導を希望する内容

3. コンサルタント派遣の希望日

年 月 日

4. 場所

5. 添付書類

(1) 規約及び役員の名簿

(2) 活動区域を示す図面等

(3) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式

船橋市都整指令 第 号

様

船橋市まちづくりコンサルタント派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった船橋市まちづくりコンサルタントの派遣について次のとおり決定したので通知する。

年 月 日

船橋市長 印

記

1. コンサルタントの派遣をする。

(1) コンサルタント名

(2) コンサルタント派遣の期日

(3) コンサルタントの業務内容

(4) その他

2. コンサルタントの派遣をしない。

(理由)

第3号様式

船橋市まちづくりコンサルタント派遣実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者

住所

氏名又は団体名

及び代表者名

年 月 日付船橋市都整指令第 号によりまちづくりコンサルタント派遣を受けた業務の遂行状況について、次のとおり報告します。

記

1. コンサルタント派遣の成果

2. コンサルタント派遣の期日

年 月 日

3. その他（成果品等）